

# 農作業受委託契約書

委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって受委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通（仲介者のある場合は3通）を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者（甲）

住所

氏名

⑩

受託者（乙）

住所

氏名

⑩

（農作業受委託の内容）

第1条 甲は、この契約書に定めるところにより別表に記載する農作業を乙に委託し、乙は善良なる管理者の注意を持って農作業を実施するものとし、甲は、乙が受託作業を円滑に行えるように栽培管理等に十分な配慮をするものとする。

（農作業受委託の契約期間）

第2条 農作業受委託の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの年間（ ヶ月）とする。

（委託農作業の実施内容）

第3条 甲が乙に委託する農作業の実施方法は、甲が特に指示するもの以外は、乙の実施計画によるものとする。

（委託農作業の実施報告）

第4条 乙は、受託農作業を実施するとき及び完了したときは、その都度速やかに甲に通知するものとする。また、乙は年間の受託作業の一切が完了したときは、農作業完了報告書を甲に提出するものとする。

（受託料の額及び支払方法）

第5条 甲は、別表に記載された農作業に対して、同表に記載された金額の受託料を 月末日までに支払うものとする。

（契約の変更）

第6条 契約を変更する場合は、甲乙協議の上、その変更事項をこの契約書に明記するものとする。また、契約期間の途中において、契約を解除する場合は、双方の合意により行うものとする。

（その他）

第7条 この契約書に定めない事項については、甲乙協議して定めるものとする。